

厚岸町規則第17号

厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月27日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成22年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第1号」を削る。

別表第2の医療職給料表中

医療職給料表の適用範囲を定める規則に定める職種（准看護師を除く。）	大学卒	0	8	5	別に定める
		0	8	13	
	短大3卒	0	9.5	5	別に定める
		0	10	15	
	短大2卒	0	10.5	5	別に定める
		0	11	16	

を

医療職給料表の適用範囲を定める規則（平成19年厚岸町規則第16号）に定める職種（薬剤師及	大学卒	0	8	5	別に定める
		0	8	13	
	短大3卒	0	9.5	5	別に定める

び准看護師を除く。)		0	10	15	別に定める
	短大2卒	0	10.5	5	
薬剤師	大学6卒	0	0	3	別に定める
		0	0	3	
	大学卒	0	0	5	別に定める
		0	0	5	

に

改める。

別表第3 大学卒の部中

博士課程終了	1 学校教育法による大学院博士課程の修了 2 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格
--------	--

を

博士課程修了	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 2 上記に相当すると町長が認める学歴免許等の資格
--------	---

に改め、同部大学6卒

の項中「又は」の次に「薬学若しくは」を加え、同表高校卒の部高校2卒の項中「保健師助産師看護師法」の次に「(昭和23年法律第203号)」を加える。

別表第6の医療職給料表中

医療職給料表の適用範囲を定める規則に定める職種（准看護師を除く。）	大学卒	1級29号俸
	短大3卒	1級23号俸
	短大2卒	1級19号俸

を

医療職給料表の適用範囲	大学卒	1級29号俸
-------------	-----	--------

を定める規則に定める職種（薬剤師及び准看護師を除く。）	短大3卒	1級23号俸
	短大2卒	1級19号俸
薬剤師	大学6卒	2級57号俸
	大学卒	2級45号俸

に

改める。

別表第8中「限る。）又は厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「限る。）又は厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年厚岸町条例第6号）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。